

○結城市手数料条例

平成12年3月30日

条例第11号

改正 平成14年6月28日条例第20号

平成15年3月31日条例第15号

平成18年9月28日条例第38号

平成21年3月30日条例第10号

平成22年3月30日条例第17号

平成24年3月29日条例第5号

平成24年6月28日条例第20号

平成26年3月28日条例第3号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務について徴収する手数料は、他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(種類及び金額)

第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。

(16) 屋外広告物許可申請手数料 別表第2に定める額

別表第2(第2条関係)

(平18条例38・一部改正，平22条例17・旧別表)

広告物等の種類	単位	金額
はり紙，ポスター	1件につき50枚までごとに	300円
はり札	1件につき10枚までごとに	500円
立看板	1枚につき	300円
広告板	1枚につき3平方メートルまでごとに	750円
広告塔	1枚につき3平方メートルまでごとに	750円
アーチ	1基につき3平方メートルまでごとに	900円
電柱巻立広告	1枚につき	300円
電柱塗装広告	1枚につき	300円
電柱袖付広告	1枚につき	300円

広告幕	1枚につき	650円
つり下げ看板	1枚につき	450円
標識広告	1枚につき	300円
照明広告	1基につき3平方メートルまでごとに	800円
電光ニュース, ビジュアルボード	1基につき	6,000円
アドバルーン	1個につき	1,700円
近隣店舗等案内広告	1枚につき2平方メートルまでごとに	800円
車体利用広告	1枚につき3平方メートルまでごとに	650円
広告旗	1枚につき	350円
店頭装飾	1基につき	1,500円
置広告	1基につき	700円
横断幕	1枚につき	650円

備考 この表に定める広告物等の種類に該当しない広告物等については, 最も類似した広告物等の項を適用する。